

48講 看護師の守秘義務違反と病院の責任

福岡高裁平成24年7月12日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
 弁護士 赤石 圭裕

◆事案の概要

本件は、被告Yが管理する病院に入院していた患者Aに関する病状などを、同病院の看護師Bが自身の夫Cに漏えいし、これを受けてCが病院外で、Aの母親である原告Xに告知したことにより、Xが、Aの秘密が漏えいされたことを知り、精神的苦痛を受けたと主張して提訴した事案である。事実経過は以下のとおりである。

Bは、被告Yが管理する病院で勤務する看護師である。Bは、同病院で、患者Aのカルテを閲覧したり、主治医の話を書くことにより、Aの病状（ユーイング肉腫）が末期の状態にあり、余命が長くないことを知ったところ、自宅で夫のCに対し、特に口止めをすることなく、Aの母親Xが経営している飲食店の名前を出した上で、Aの病状が末期の状態にあり余命が長くないことを話した。その約1カ月後、Cは、Xの経営する飲食店に行き、Xに対し、「娘さん、長くないんだって」、「あと半年の命なんやろ」などと述べた。Xは、Cの発言に驚き、なぜそのようなことを言うのか聞いたすと、Cは、「俺は病院関係者に知り合いがいる。病院関係者はカルテを見れば余命がだいたい分かるんだ」などと話した。Xは、病院からはAの病状が回復不可能であることや、Aの余命を聞かされていなかったにもかかわらず、Cから上記のようなことを聞かされ、不安、恐怖、絶望、屈辱感などを覚え、Aの症状が悪化したときには「あと半年の命」とのCの言葉を思い出し、精神的苦痛を受けた。なお、Aは、BのCに対する秘密漏えい行

為の約半年後に亡くなった。

その後の病院の調査により、BのCに対する秘密漏えい行為が発覚した。このことを受けて、Xは、B、CおよびYに対して、Aの秘密が漏えいされたことを知り、精神的苦痛を受けたと主張し、慰謝料300万円などの支払いを求めて提訴した（なお、BおよびCの両名については、判決前に和解が成立した）。

第一審判決は、BのCに対する漏えい行為および口止めをしなかったことは、夫婦間で私的に行われた行為であり、Bの使用者であるYの事業の執行と密接に関連するものということとはできないことから、YのBに対する使用者責任（使用者としての責任）を否定したが、控訴審判決では第一審の判決を覆して、Yの使用者責任を認めた。

◆判決の要旨

控訴審判決は、まずBの責任について、Aの病状などが法的保護に値する秘密であることを前提として、Aの秘密につき、Aの母親であるXが経営する飲食店の名前とともにCに告げ、CがAの情報をXに話してしまう可能性が相当程度存在していたにもかかわらず、Aのことを口外しないように特に口止めすることもなかったなどとして、守秘義務違反に基づく不法行為責任を認めた。その上で、Yの使用者責任については、以下のとおり認め、Yに対して慰謝料100万円などの支払いを命じた。

「Bは、Yの従業員として、その職務上知り得た秘密を、勤務時間の内外を問わず、また、勤務場

所の内外を問わず、漏えいしてはならない不作為義務をYに対して負っていたものであり、Yもまた、Yの管理する当該秘密が漏えいされることのないよう、被用者であるBに対し、勤務時間および勤務場所の内外を問わず、職務上知り得た秘密を漏えいしないよう監督する義務を負っていたものであり、そのような監督は十分に可能であったといえる。そうすると、Cに当該秘密を漏えいし、口止めすることもなかったというBの行為は、勤務時間外に自宅で夫に対して行われたものとはいえ、Bが被控訴人に対して従業員として負う上記不作為義務に反する行為であり、これによりYの管理する秘密が漏えいされたから、Yの事業の執行について行われたものに当たるといわなければならない。」

◆この判例をどう理解するか

医療従事者は、業務上知り得た他人の秘密を第三者に漏らさない義務、すなわち守秘義務を負う。この守秘義務は職業倫理上の義務であるのみならず、法的義務でもある。

では、医療従事者がこの守秘義務に反した場合にいかなる問題が生じるか。まず、刑事上の責任として、刑法では医師・薬剤師・医薬品販売業者・助産師についての守秘義務が、その他個別法では保健師・看護師・准看護師や診療放射線技師らについての守秘義務がそれぞれ課せられており、正当な理由¹⁾なくしてこれに反した場合は、刑事上の責任を負い得る。

また、医療従事者が守秘義務に反した場合は、患者やその近親者に対する民事上の責任も生じ得る。まず、守秘義務に反した本人が損害賠償責任を負い得ることに加えて、当該守秘義務違反がある事業の執行過程でなされたと認められる場合は、違反者を使用する立場にある者についても、民法上の使用者責任に基づき、損害賠償責任を負い得る。本件は、看護師Bによる守秘義務違反行為につき、それが家庭内でなされたとしても、勤務先の病院の事業の執行について行われたものと

認められたことから、Bの使用者であるYが使用者責任に基づき、損害賠償責任を負ったものである。

なお、法文上、この使用者責任については、使用者が事業の監督について相当の注意をした場合などは、責任を免れるものとされているが、裁判上、上記の免責規定が適用されて使用者責任を免れた例は極めてまれである（現に本件では、Yによる秘密漏えい対策が不十分である旨指摘された）。いずれにしても、医療従事者を使用する立場にある者は、事前策として、被用者である医療従事者が守秘義務違反を犯さないような体制を徹底しておくことが、何よりも肝要といえるであろう。

本件の判示を見ると、BがCに対してAの秘密を漏えいしたことのみならず、口止めをしなかったことについても指摘した上で、Bの不法行為責任が認められたようである。もっとも、仮にBがCに対して口止めをしたとしても、その後Cが第三者に秘密を漏えいし、その情報が転々と伝わり得ることなどからすると、仮に口止めをしていたからといって、直ちに法的責任を免れるものではないと捉えるべきである。

◆この判例からどう学ぶか

- ①医療従事者は、職務上知り得た情報について、勤務時間や勤務場所の内外を問わず漏えいしてはならない義務を負い、これに反すると法的責任を負い得る。
- ②医療従事者を使用する立場にある者は、被用者である医療従事者に対し、勤務時間や勤務場所の内外を問わず、職務上知り得た秘密を漏えいしないよう監督する義務を負い、これに反すると法的責任を負い得る。
- ③医療従事者を使用する立場にある者は、事前策として、被用者である医療従事者が守秘義務違反を犯さないような体制を徹底しておくべきである。

1) 一般に、法令に基づく場合や本人の承諾がある場合などは「正当な理由」があるものとされている。